



文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教科調査官

豊口 和士

これからの書写・書道教育 (3)

平成29年3月の小学校・中学校に続き、平成30年3月に高等学校学習指導要領が改訂・告示されました。同年7月のweb公開を経て、平成31年3月に高等学校学習指導要領の解説が市販本となり、すべての校種の学習指導要領等の一連の改訂作業が完了しました。

今回の改訂では、幼・小・中・高を体系づけて捉えた上で、すべての教科・科目において育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し直しました。また、各教科の学びについて「何ができるようにするか」、そのために「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」という視点を重視しています。

本連載では、今次改訂を踏まえた、これからの書写・書道教育について紹介していきます。

今回は、平成30年3月に改訂・告示された高等学校学習指導要領を踏まえて、高等学校芸術科書道における改訂点のうち、指導内容の改善について概説します。

今回の改訂では、現行の「A表現」「B鑑賞」の二領域に、新たに「共通事項」を加えて指導内容を構成しています。育成する資質・能力を三つの柱に基づいて整理し直したことを踏まえ、「A表現」の三分野、「漢字仮名交じりの書」「漢字の書」「仮名の書」それぞれの指導事項を、「A」「思考力、判断力、表現力等」、「イ」「知識」、「ウ」「技能」に、「B鑑賞」の指導事項を、「ア」「思考力、判断力、表現力等」、「イ」「知識」に整理しました。新設の「共通事項」の指導事項は「知識」として示しています。比較の参考に、書道Ⅰ「A表現」の「(2)漢字の書」を例に、新旧の学習指導要領を示しておきます。

〈現行〉

表現に関して、次の事項を指導する。
(2)漢字の書

〈改訂後〉

ア 用具・用材の特徴を理解し、適切に扱うこと。
イ 古典に基づく基本的な点画や線質の表し方を理解し、その用筆・運筆の技法を習得すること。
ウ 意図に基づく表現を構想し、工夫すること。

表現に関する資質・能力を次のとおり育成する。

(2)漢字の書

漢字の書に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)について構想し工夫すること。

(ア)古典の書体や書風に即した用筆・運筆、字形、全体の構成

イ 意図に基づいた表現

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア)用具・用材の特徴と表現効果との関わり

(イ)書体や書風と用筆・運筆との関わり

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア)古典に基づく基本的な用筆・運筆

(イ)古典の線質、字形や構成を生かした表現

(傍線は筆者による加筆)

以下、指導内容の改善点について、具体的に見てみましょう。

一 指導の目的の明示

まず「表現に関する資質・能力を次のとおり育成する」と示し、資質・能力を身に付けることを指導の目的として明示しました。それにより、指導に当たっての視点として「何を学ぶか（指導するか）」だけでなく、「何ができるようにするか」「どのような資質・能力を身に付けるか（身に付けさせるか）」を明確に示しています。「B鑑賞」及び「共通事項」についても同様です。

二 資質・能力の相関

「漢字仮名交じりの書」「漢字の書」「仮名の書」それぞれの「A表現」のA（思考力、判断力、表現力等）について、「知識や技能を得たり生かしたりしながら、次のア及びイについて構想し工夫すること」としました。つまり、三分野それぞれの学習において、「作品を構想し表現を

工夫する過程で、新たな知識や技能を習得すること、既に習得している知識や技能を活用することの両方が必要であること^{*}、「知識や技能の習得は、作品を構想し表現を工夫する過程で行われるものである^{*}」ことを示しています。学習指導要領解説芸術編（以下、「解説」）に示した

「知識及び技能を習得してから、構想し工夫するといった順次性をもって育成するものではない^{*}とは、改善に当たり特に留意すべき点であり、「B鑑賞」とも関連しながら、学習過程の改善にも関わるものです。同様に、「B鑑賞」のA（思考力、判断力、表現力等）でも、「鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次のア及びイについて考え、書のおよさや美しさを味わって捉えること^{*}」としています。

三 資質・能力に応じた指導内容

「思考力、判断力、表現力等」に関する指導内容については「何について構想し工夫するのか」、「知識」に

関わる指導内容については「何について理解するのか」、「技能」に関わる指導内容については「どのような技能を身に付けるのか」という観点から、資質・能力に応じて指導内容をより具体的に示しました。

四 「共通事項」を踏まえた指導内容

「解説」において、「A表現」の三分野の指導内容のA、B鑑賞の指導内容のA及びBの全てについて、「共通事項」との関連を図ることを示しました。「共通事項」は「表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力」であり、「表現及び鑑賞の活動を通して一体的に育成される^{*}」ものです。

「共通事項」については、書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと展開する中で、「A表現」及び「B鑑賞」での指導を通して段階的に理解を深められるよう指導内容を構成しました。

五 表現と鑑賞との関連

ア 用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解すること。
イ 書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解すること。

今次の改訂では、鑑賞の指導内容の充実を更に図りました。「解説」では、「B鑑賞」について「A表現」との関連を図ることや、「A表現」の臨書学習の充実のために重要であることなどを示しました。具体的には、「A表現」の活動においても、知識や技能を得たり生かしたりしながら構想し工夫したり、自身の制作過程を振り返ったりする中で、「B鑑賞」の指導内容の観点から考え、作品や書のおよさや美しさを味わい捉える視点をもって学習に取り組めるよう、表現と鑑賞の活動を関連させ、言語活動を有効に活用した指導の更なる工夫が必要となります。

（文中の※は「解説」より）